



●奨学金緊急採用及び返還猶予受付のお知らせ

新型コロナウイルス感染症等によって家計が急変した人を対象に奨学金の貸与及び返還猶予の申込みを受け付けます。申込書等必要な書類については下記にお問い合わせください。

▶申込資格

- 次の①～⑤の要件を全て満たす満24歳以下の入
- ①令和2年度に高校、高専、専修学校(高等課程及び専門課程に限る)、短大、大学に在学中の人
 - ②学業その他の優れた資質を有すると認められる人
 - ③保護者が引き続き2年以上市内に住所を有している人
 - ④保護者が市税を完納している人
 - ⑤経済的理由によって学資の資金調達が困難な人
- ※貸与を受ける際は連帯保証人(2人)の選任が必要です。

▶貸与限度額(月額)

- ・高校 自宅：8千円 自宅外：1万5千円
- ※鉄道又はバスで通学する場合は、上記の月額に4千円を上限に加算できます。
- ・高専 1万7千円
- ・専修学校・短大・大学 3万円

▶返済方法

卒業の日(進学の場合は進学した学校を卒業した日)から1年間据え置き、以降15年以内に月賦・半年賦・年賦・一括のいずれかで返済。また、全部又は一部を繰り上げて返済することもできます。

▶利子 無利子

☎教育総務課総務企画係 ☎8234 (市役所3階)

●U I J ターン支援拠点「dot.」が福岡市大名にオープン！

「dot.」(ドット)は、大分県が福岡市中央区大名に開設した学生等の若者と県内企業が気軽に交流できるU I J ターン支援拠点です。施設内では、求職者向けのキャリアコンサルタントによる就労支援や、県内企業の魅力を伝えるイベントなどが開催されます。大分県出身者はもちろん、県外の人など、老若男女問わず誰でも気軽に利用できるスペースとなっていますので、是非ご活用ください。

▶営業日時

5月7日(木)オープン(予定)
午前11時～午後8時

※毎週月曜日、お盆、年末年始は定休日。

▶ところ

福岡市中央区大名1-15-35 大名247ビル2階

▶「dot.」で、できること

- ・登録すれば、無料で交流スペース利用OK
- ・気軽に立ち寄れる就活情報、相談の場！
- ・様々なセミナー、イベント、勉強会でスキルアップ
- ・Wi-Fi、充電施設完備
- ・一息つけるカフェスペース
- ・有料スペースを活用した企業就職面談、説明会もできます

▶「dot.」という名称に込めた思い

小さな点(ドット)のような、一つひとつの出会いや経験がやがてつながり、人生の大きな転機となるように。

新型コロナウイルス感染症の影響によってオープン日等が、変更となる場合があります。詳細は「dot.」ホームページ又は右記二次元コードからご確認ください。



☎大名ME E T ☎info@dot247.jp
大分県商工観光労働部雇用労働政策課 ☎097-506-3343
商工労政課雇用・労働環境係 ☎8239 (市役所3階)

～高齢者世帯対象～

●特殊詐欺等防止機能付き電話機の設置費用補助を始めます！

高齢者世帯の特殊詐欺等による被害が全国的に大きく報道されています。市では高齢者世帯に少しでも安心して生活してもらえよう、5月7日から特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器を設置する人を対象に、購入に必要な費用の補助を行います。

▶対象者

- ・日田市に住所を有し、かつ居住していること
- ・満65歳以上の人のみで構成される世帯に属する人
- ・4月1日以降に対象となる電話機を購入した人
- ・過去に県警等から電話機等を貸与されたことがない人
- ・市税の滞納がないこと
- ・設置後1年以上使用すること など

▶補助額

補助対象経費の3分の2(上限1万円)

▶申請手続の流れ

- ①市民課に補助対象となるか確認
- ②電話機を購入
- ③電話機購入後、3か月以内に必要書類を市に提出
- ④額の確定後、申請者の口座に補助金が振り込まれる

▶申請方法

必要書類に記入し右記に申込み
※必要書類は市ホームページか右記二次元コードからダウンロード、又は右記に備え付けています。



▶申請期限

令和3年3月15日(月)まで
※予算額を超過する場合は、申請期限前であっても募集を終了することがあります。

<特殊詐欺等防止機能付き電話機とは>

電話機又は電話機に容易に取り付けることができる外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するものです。

- ①電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能と通話中にその内容を自動で録音する機能
- ②迷惑電話番号データベースに登録された情報等を基に、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

※この電話機は全ての特殊詐欺等の防止を保証するものではありません。日頃から特殊詐欺被害に遭わないよう注意しましょう。

☎市民課生活安全係 ☎8204 (市役所1階)

●日田市高校生就学援助補助事業のお知らせ

日田市高校生就学援助補助事業の申請を受け付けます。

▶対象者

市内の高校に就学する生徒の保護者で、中津江村及び上津江町に住所があり、下宿等に係る費用を払っている人で、市税を完納している人

▶補助対象費用

- ・下宿(部屋代、食費)
- ・学校寮(寮費、食費)
- ・親戚宅等(家賃、食費相当額)

※就学する高等学校から5km以内の下宿等になります。

※下宿代に食費が含まれない場合、食費相当額は1人につき2万5千円(定額)です。

※いずれも電気代等の管理費は除きます。

▶補助金額(月額)

- ・下宿、学校寮
補助対象費用から3万5千円を控除し、100円未満の端数を切り捨てた額(上限1万3千円)
- ・親戚宅等 8千円



▶申請期限

5月29日(金)
※6月以降に下宿等の利用を開始した場合は、利用開始した月の末日まで。

▶申請書配布・受付

教育総務課(市役所別館3階)・中津江・上津江振興局

☎教育総務課総務企画係 ☎8234 (市役所別館3階)